

議案第 1 2 号

大口町職員の降給に関する条例の制定について

大口町職員の降給に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 3 月 2 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 3 4 号）の一部が平成 2 8 年 4 月 1 日に施行され、職員の降任等の規定が整理されることに伴い、国家公務員に準じた職員管理を行うため、この条例を制定する必要があるからである。

大口町職員の降給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員（大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）第4条の給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を定めるものとする。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実により、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）又は業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）の任命権者又はその委任を受けた者による確認が行われた全体評語（当該能力評価又は当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号をいう。）が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実により勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その

他の町長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよい状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師２名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実により、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の町長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第４条 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実により勤務実績がよいと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の町長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよい状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第５条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

第６条 職員は、第３条第１号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(委任)

第７条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。